27JEITA—CP 第 15 号 平成 27 年 12 月 17 日

オーディオ・ビジュアル事業委員会 委員長 嶋宮 英昭 ネットワークオーディオ専門委員会 委員長 前垣 宏親 オーディオ・ビジュアル機器専門委員会 委員長 今井 隆洋

「DSD*」表記ガイドライン

1. 目的

性能表記時に一般消費者に対し、間違った理解や解釈が懸念される項目について、市場の混乱を未然に防ぐための指針とする。

2. 適用範囲

- (1)適用機器
 - 「DSD」関連機器全般
- (2)表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体及び取扱説明書等とする。

3. 表記内容

「DSD」の性能を表記する場合は、下記例の通り、周波数表示とすること。 なお、周波数(数値)部分については、小数点以下第2位を切り捨てることが望ましい

表記例: DSD2.8MHz

(上記は 44.1kHz の 64 倍である 2.8224MHz サンプリングであることを示す例である。 したがって、DSD64 のような倍数表示は推奨しない)

※ ・・・ 「DSD」とは、Direct Stream Digital の略、パルス密度変調でアナログ音声をデジタル信号化する際の方式のひとつである。

「DSD」はソニー株式会社の登録商標であることを理解の上、使用にあたっては商標ノーティスを記載のこと

4. 実施時期

各社、対応可能な時期から適宜対応を進めること。